知り、その公表前に同社株券を信用取引によって売り付け、また、犯則嫌疑者がＩＲ担当取締役に就いていたエネサーブ株式会社の剰余金の配当予想値が０円になるとの同社の業務等に関する重要事実を、同社のＩＲ担当取締役としての職務を遂行する中で知り、その公表前に同社株券を信用取引によって売り付けたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が証取法（第166条１項等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして平成21年１月23日、大阪地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年２月10日、犯則嫌疑者を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は

第１　株式会社ワークスアプリケーションズとの間でＩＲコンサルティング顧問契約を締結していたものであるが、平成18年４月14日ころ、同契約の履行に関し、同社の平成18年６月期の会計期間の連結経常利益について、同年３月16日に公表された予想値は23億6,000万円ないし25億8,000万円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は18億円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出された予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年４月17日から同月21日までの間、株式会社ワークスアプリケーションズの株券合計693株を代金合計7,255万1,000円で売り付け、

第２　エネサーブ株式会社の取締役として、ＩＲ業務等に従事していたものであるが、平成18年４月29日ころ、その職務に関し、同社の平成18年９月中間期の剰余金の配当について、公表がされた前事業年度の中間期の実績値は25円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は０円となり、公表がされた前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して、新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったものであるが、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である平成18年５月８日から同月17日までの間、エネサーブ株式会社の株券合計２万8,000株を代金合計4,837万4,200円で売り付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成21年２月12日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

⑥　東証一部上場企業（株式会社イマージュ）代表取締役社長による内部者取引事件

本件は、東証一部上場の衣料品等通信販売会社株式会社イマージュの代表取締役社長であった犯則嫌疑者が、婦人向衣料等販売の株式会社キャビンが大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社と締結していた業務提携契約の解消という株式会社キャビンの業務等に関する重要事実を知り、その公表前に同社株券を買い付けたものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、証取法（第166条３項等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成21年３月27日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を高松地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人は、有価証券の投資、保有業務等を目的とする有限会社であったもの、犯則嫌疑者は、株式会社イマージュ（現株式会社イマージュホールディングス）の代表取締役社長であり、犯則嫌疑法人の実質的経営者としてその業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者は、平成18年１月31日、株式会社キャビンと大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社とが締結していた業務提携契約の履行に関し、株式会社キャビンの業務執行を決定する機関が大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との業務上の提携の解消を行うことについての決定をした旨の株式会社キャビンの業務等に関する重要事実を知った大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社の役員から同重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同年４月６日から同月11日までの間、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、犯則嫌疑法人名義で、株式会社キャビンの株券合計50万株を代金合計２億4,863万8,000円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成21年３月27日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、高松地方裁判所において公判係属中である。

⑦　株式会社プロデュースに対する証券監視委の強制調査に係る公表前の内部者取引事件

本件は、株式会社プロデュースの取締役であった犯則嫌疑者が、同社が、虚偽有価証券届出書等提出の犯則嫌疑（後述）で証券監視委の強制調査を受け、同社が粉飾決算を行っていた事実が公になる事態に立ち至ったとの同社の業務等に関する重要事実の伝達を受け、その公表前に同社株券を売り付けたものである。

なお、上記本件重要事実は、バスケット条項（金商法第166条２項４号）を適用したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第166条３項等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成21年３月25日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年３月31日、犯則嫌疑者をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成20年９月19日、株式会社プロデュースの社員から、同人がその職務に関して知った、同社が同月18日に粉飾決算を内実とする金商法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受け、これにより、同社が粉飾決算を行っていた事実が公になる事態に立ち至った旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実である当該業務等に関する重要事実の伝達を受けたものであるが、法定の除外事由がないのに、同月19日、同重要事実の公表前に、株式会社プロデュースの株券合計236株を代金合計7,888万4,000円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成21年３月31日、上記の犯則嫌疑者について公訴の提起が行われた。平成21年５月27日さいたま地方裁判所において懲役３年（執行猶予４年）、罰金500万円、追徴金約7,888万円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。

⑧　ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件

本件は、ジェイ・ブリッジ株式会社の常務執行役員が、業績予想の下方修正という同社の業務等に関する重要事実を、その職務を遂行する中で知り、その公表前に同社株券を売り付けたものである。